第98回小田原市情報公開審査会会議録

1　日　　時　令和7年（2025年）4月14日（月）　午後1時30分から3時30分まで

2　場　　所　小田原市役所　601会議室（一部公開）

3　出　席　者

（会　長）林良英

（委　員）伊奈誠司、嘉藤亮、塩原真理子、三川真由美（五十音順）

（欠席）なし

（事務局）石塚課長、日髙副課長、梶塚情報統計係長、鈴木主査

4　議　　題

(1) 諮問第42号

(2) 諮問第43号

(3) 諮問第44号「小田原市公文書管理条例のあり方について」の事案の審議

（処分庁：小田原市長（総務課））

ア　事案の審議

イ　今後の審議について

(4) 諮問第45号

5　審議要旨

次のとおり

会　　長　　それでは、次に、議題(3) 諮問の第 44 号「小田原市公文書管理条例のあり方について」の事案の審議を行いたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いします。

事 務 局　　（事務局説明）

会　　長　　具体的にどのように議論を進めていくのですか。

事 務 局　　基本的事項を参考に意見をいただきたいと思っています。

事務局としては、国の法律の骨組みと考え方がしっかりしているので、これをいかに小田原市のレベルに落とし込むかを考えています。

会　　長　　小田原市の情報公開条例を踏まえつつ、公文書管理条例を考えていくということですね。

総論から考えていくことになりましたが、委員の皆様意見等はございますか。

伊奈委員　　法律の第１条の目的の国民主権や民主主義というものを地方自治の本旨なり住民自治なりにして、住民の知る権利を入れ公文書管理が情報公開に資するものということを踏まえて目的の一つに入れるかどうかというものを入れると今までの説明の意向に沿うような形になると思います。

質問なのですが、情報公開条例第２条の実施機関と新しい条例の実施機関は重なるのですか。

事 務 局　　そうです。

個人情報保護法では議会は別になっていますが、情報公開条例は議会を含みますので、公文書管理条例でも議会も含んだ方がいいと思っています。

嘉藤委員　　第１条については、伊奈委員がご指摘いただいた通りだと思います。

２点気になる事があるのですが、１点目は歴史的公文書をどうするかということです。藤沢市は歴史的公文書の開示制度を条例に盛り込んでおらず、規則以下に落とし込んでいます。その制度をどう作るかというのが１点目。

難しいのは、歴史的公文書制度を作った場合通常は公文書館のような所で管理しなければいけないので、その扱いには政策判断もありますから審査会だけの答申でどうなるものでもありませんので、この考え方をどのようにするのかというのが１点目です。

２点目ですが、現行の公文書管理の規程がありますが、現行の公文書管理規程と公文書管理法はぴったり来ていません。規程はかなり細かな規程文になっているので今後はこの規程が作られた条例に基づき作られる形になるのですか。

条例の施行規則に位置づけられるのか、それとも独立して規程は規程として置くのかということですがいかがでしょうか。

事 務 局　議論が進んでからにはなりますが、規則に落とそうと考えています。規程をどのようにしていくかはこれから検討していかなければいけないと思っています。思い切って廃止をして、規則と指針も作成しなければいけないと考えていますので指針に落とし込むことも考えています。

歴史的公文書の取扱いは目的に盛り込んでいますので、歴史的公文書の議論を踏まえて整理し直したいと考えています。

伊奈委員　質問ですが、審査会で条例案を作成するのではなく、条例の方向性を答申にしていくということですか。

事 務 局　そうです。審査会で出た意見を積み上げて答申にしていきたいと考えています。

なので、詳しいところまで踏み込んだ意見をいただいてもよろしいですし、法律に基づいて同じような規定にした方がいいなどの意見をいただきたいです。

嘉藤委員　第１条の定義はご提案のような形で構わないかなと思います。ただ、今後、議論を進めるにあたりどこがポイントなのかをこの場で知って議論している状態なので、議論しづらくなってしまうので、２回目以降はあらかじめ議論のポイントをお示しいただけると検討しやすくなると思います。

次回以降は、議論のポイントを簡単にご案内いただければそれぞれアイデアを持ち寄って議論しやすくなると思います。

事 務 局　　そうしましたら、第１条と第２条も含めてもう少し具体的な資料をご用意させていただきます。

会　　長　　もう少し、かみ砕いた資料を各委員に事前配布し意見をいただいた方がいいと思います。